

平成26年度 美幌町水道事業水質検査頻度及び設定理由

項目	基準値	平成23年度	平成24年度	平成25年度	1/5		1/10	原則 検査頻度	1/5 超過	1/10超過 1/5以下	1/10 以下	検査頻度 採水場所	年間検査回数 美幌町役場 給水栓	設定理由	原則検査頻度を減した場合 次回の検査年度
					1年1回頻度可	3年1回頻度可									
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	検査回数減不可			月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	検査回数減不可			月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	-	-	<0.00005	0.0001	0.00005				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	<0.001	0.002	0.001				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	<0.001	0.002	0.001				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	<0.001	0.002	0.001				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
8 六価クロム化合物	0.05mg/l以下	-	-	<0.005	0.01	0.005				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可				-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.48	0.59	0.41	2	1				○	月1回	12	12	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため今まで通り毎月検査	
11 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	-	-	<0.05	0.16	0.08				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
12 ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	-	-	<0.02	0.2	0.1				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
13 四塩化炭素	0.002mg/l以下	-	-	<0.0002	0.0004	0.0002				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
14 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	-	-	<0.0005	0.01	0.005				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001	-	<0.001	0.008	0.004				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
16 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	-	-	<0.001	0.004	0.002				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
17 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	-	-	<0.0005	0.002	0.001				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
18 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	-	-	<0.0005	0.002	0.001				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
19 ベンゼン	0.01mg/l以下	-	-	<0.001	0.002	0.001				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
20 塩素酸	0.6mg/l以下	<0.06	<0.06	0.07	検査回数減不可				-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
21 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可				-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
22 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.002	0.002	0.004	検査回数減不可				-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.002	0.002	0.006	検査回数減不可				-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
24 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可				-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
25 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可				-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
26 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.002	0.002	0.004	検査回数減不可				-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.002	0.003	0.005	検査回数減不可				-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
28 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可				-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
29 ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可				-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
30 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	検査回数減不可				-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
31 亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	-	-	0.004	0.2	0.1				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
32 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02	0.02	0.08	0.04	0.02			○		3ヶ月1回	4	4	性状確認のため年4回(PAC使用)	
33 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.02	0.02	0.03	0.06	0.03				○	月1回	12	12	性状確認のため今まで通り毎月検査	
34 銅及びその化合物	1mg/l以下	-	-	0.001	0.2	0.1				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
35 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	-	-	5.6	40	20				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
36 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	-	-	<0.001	0.01	0.005				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
37 塩化物イオン	200mg/l以下	11.3	12.6	13.7	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	12	法令通り毎月検査	
38 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	-	-	16.5	60	30				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
39 蒸発残留物	500mg/l以下	95	102	79	100	50				○	3ヶ月1回	4	4	性状確認のため年4回	
40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	-	-	<0.02	0.04	0.02				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
41 ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06				○	年1回	1	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	
42 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06				○	年1回	1	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	
43 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.002	0.004	0.002				○	年1回	1	1	今まで検出されることがなく、1/2以下で水源に汚染のおそれがないが1年に1回	
44 フェノール類	0.005mg/l以下	-	-	<0.0005	0.001	0.0005				○	3年1回	-	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	平成28年度
45 有機物(TOC)	3mg/l以下	0.4	0.5	1.0	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	12	法令通り毎月検査	
46 pH値	5.8~8.6	6.5~7.3	6.4~7.3	6.0~7.2	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	12	法令通り毎月検査	
47 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	12	法令通り毎月検査	
48 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	12	法令通り毎月検査	
49 色度	5度以下	<1	1	1	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	12	法令通り毎月検査	
50 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	12	法令通り毎月検査	

注1 過去の成績については、平成26年3月現在までの成績です。
 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。
 注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

項目	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365